

令和 7 年 7 月 1 日

各 位

公益社団法人北海道観光機構
会 長 唐 神 昌 子

令和 7 年度誘客促進強化事業「メディアタイアップ情報発信事業」【後期】
企画提案の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る企画提案を下記のとおり募集します。

記

1 事業名

令和 7 年度 誘客促進強化事業「メディアタイアップ情報発信事業」【後期】

2 事業目的

国内市場において旅行需要を喚起するため、メディア媒体の活用を通じ、北海道観光の魅力発信強化を図り、一般消費者の北海道に対する興味・旅行意欲を向上させる。

3 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、開催しません。

事業内容に関する質問は個別にメールにて受付し、速やかに返信します。

4 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1)質問締め切り | 7月18日（金）16：00までメールにて受付 |
| (2)募集締め切り | 7月29日（火）12：00メールと郵送にて受付 |
| (3)採択結果通知 | 8月 8日（金）頃を目途にメールにて可否を通知します。 |
| (4) 契約 | 8月中下旬頃予定 |

※企画書は下記提出先まで紙面（5部）、並びにデータで提出すること。

〈お問合せ先〉

〒060-0003

北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 緑苑ビル 1 階

公益社団法人 北海道観光機構

事業企画本部 プロモーション部

TEL：011-231-0941 FAX：011-232-5064

担当：林・石橋 二名宛にメール願います。

林：m_hayashi@visithkd.or.jp

石橋：ishibashi@visithkd.or.jp

令和7年度 誘客促進強化事業「メディアタイアップ情報発信事業」【後期】
募集要項

1 事業目的

国内市場において旅行需要を喚起するため、メディア媒体の活用を通じ、北海道観光の魅力発信強化を図り、一般消費者の北海道に対する興味・旅行意欲を向上させる。

2 助成対象者

- ① 在京テレビジョン放送局、在阪テレビジョン放送局 地上波放送のみ。
東京都、大阪府に本社を置くテレビ放送を行う放送局（代理店、支社等含む）
- ② テレビ、ラジオ、雑誌、ウェブサイト等の各種媒体を有するメディア事業者

3 取材対象期間

【後期】令和7年8月下旬～令和8年2月中旬予定

4 対象露出期間

【後期】令和7年9月～令和8年2月末予定

※効果測定のためweb・SNSでの掲載にあたっては、上記対象 露出期間終了日（後期：令和8年2月末）の約1か月前までに掲載を完了すること。

5 助成対象および金額

取材経費（航空代金、宿泊費、北海道内交通費、体験取材費等。ただし、飲食代は対象外）と編集費を対象とする。

【対象者/金額】

- ①在京テレビジョン放送局、在阪テレビジョン放送局（代理店、支社等含む）
上限額 4,000千円（税込）
- ②テレビ、ラジオ、雑誌、ウェブサイト等の各種媒体を有するメディア事業者
（代理店、支社等含む）
上限額 下記2つ応募枠の内、いずれかをお選びいただき応募願います。
1,000千円（税込）、1,500千円（税込）
※企画提案は1者1提案とする。
（①又は②のどちらかとなり、②についても重複応募は認められません。）

6 選定方法と採択数

・事業者の選定方法

ヒアリングは実施せず、あらかじめ当機構が設置した審査会において企画提案書の書類審査を行い選定する。採択総額は、19,500千円（税込）、採択数は【後期】9～10媒体程度を予定とする。

- ① 在京テレビジョン放送局、在阪テレビジョン放送局（代理店、支社等含む）
上限額 4,000千円 1～2社程度
- ② の各種媒体を有するメディア事業者（代理店、支社等含む）

1,000千円枠、1,500千円枠あわせて7～8社程度

7 企画提案の内容、テーマ等

・次の(1)～(3)の条件を満たす北海道の特集であること。

(1) 閑散期の誘客や地域偏在の解消又はエリアを絞った拠点型観光に繋がるテーマや企画

(2) 身近で手軽に行ける北海道、何度も行きたくなる旅のイメージを想起させる企画

(3) 以下のいずれかのポイントが明確である企画

① 市場性（ファミリー層、一人旅、女子旅層、アクティブシニア層など）

② テーマ性

「ガストロノミー」、「ケアツーリズム」、「ナイトタイムエコノミー」、「ワインツーリズム」、「アドベンチャートラベル（AT）」、「ウポポイ（民族共生象徴空間）」、「世界自然遺産知床」「北海道・北東北縄文遺跡群」など

③ ストーリー性（アイヌ文化、歴史、人、文化など）

(4) 紙面やweb、テレビなど各メディア単体での展開のみならず、提案媒体のタイアップ企画等の周知・拡散など、ホームページ、webページ、SNS等を活用した複合的な露出かつ定量測定できる企画とすること。

(5) 効果測定について

本事業にて取材を行った当該記事等のPV数、SNSのリーチ数やエンゲージメント、プレゼント応募数など、事業効果の測定が可能なKPIについて目標とする数値を企画提案書内に明記すること。

(6) 取材対象素材

・北海道内各地域のリアルな観光コンテンツをPRするため、当機構で運用・発行する以下の観光WEBサイトを参考に取材することとする。

① 北海道観光公式サイト「HOKKAIDO LOVE!」

URL: <https://www.visit-hokkaido.jp/>

② 「北海道トラベルナビ」

URL: <https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/> ※観光施設に係るものに限る

③ 「HOKKAIDO LOVE!」LINE公式アカウント「キュンちゃんの取材日記」

URL: <https://visit-hokkaido.jp/line/diary/>

(7) その他

① 編集にあたっては、北海道観光機構ロゴ、「HOKKAIDO LOVE!」ロゴ、イメージキャラクターとして北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」を必ず活用すること。各ロゴ素材は機構と協議の上掲載すること。

② 当機構が取り組みを進める、「HOKKAIDO LOVE! LINE公式アカウント」のロゴ、QRコード等の掲載を検討すること。

③ 本事業の実施にあたっては、ステルスマーケティング規制法の禁止行為に該当しないよう留意の上、制作を行うこと。

8 企画提案応募条件

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 国内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。

なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
- ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (3) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

9 選定基準

●コンセプトの理解度

- ・閑散期の誘客や地域偏在の解消又はエリアを絞った拠点型観光に繋がる記事内容であるか
- ・身近で手軽に行ける北海道、何度も行きたくなる旅のイメージを想起させるか

●企画力

- ・上記コンセプトを具現化する企画となっているか
- ・企画提案指示書で示した市場性、テーマ性、ストーリー性のいずれかの掲載提案内容であるか
 - ① 市場性（ファミリー層、一人旅、女子旅層、アクティブシニア層など）
 - ② テーマ性
 - 「ガストロノミー」、「ケアツーリズム」、「ナイトタイムエコノミー」、「ワインツーリズム」、「アドベンチャートラベル（AT）」、「ウポポイ（民族共生象徴空間）」、「世界自然遺産知床」「北海道・北東北縄文遺跡群」など
 - ③ ストーリー性（アイヌ文化、歴史、人、文化など）
- ・興味を引く切り口、取材地域、取材スポット等が取り入れられているか

●媒体力

- ・提案媒体の量（発行部数・発行エリア、webのPV数、SNSのフォロワー、リーチ数やエンゲージメント等）、質（対象顧客層への深耕度・継続性等）を総合評価
- ・提案内容の総ページ数や記事数、想定される対象顧客層総数などを総合評価

●経済合理性

- ・企画提案の広告換算価値が2倍以上であるか。
- ・以下提案内容については加点評価とする。
 - ① 北海道のお土産品・宿泊券プレゼント企画等の効果測定可能な内容
 - ② テレビなどの放送番組や特集記事等のタイアップコンテンツの二次利用が可能な提案

※ 北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり北海道庁旧本庁舎(以下、「赤れんが庁舎」という)の運営・管理業務を受託していること

から当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意ください。

【例】タイアップのテレビ番組や特集内における赤れんが庁舎への誘客をPRする露出など

●採択通知

令和7年8月8日（金）頃を目途に、メールにて採否を通知する。

1.0 公募申請提案に必要な書類

下記書類を各5部提出すること。

(1) 企画提案書【様式1】

上記様式1のほか、下記①～⑦の内容を10枚以内にまとめPDFデータとしてメール送付すると共に郵送でも送付すること。

- ① 媒体名
- ② 媒体の概要が分かる資料（発行部数／放送エリア、読者／視聴者データなど）
- ③ 掲載時期／放送時期
- ④ ページ数／放送時間帯・尺等
- ⑤ 特集テーマ・企画内容・KPI
- ⑥ 取材場所、取材時期、取材人数（取材行程表を提示すること）
- ⑦ 提案した企画の広告換算値（広告料金、スポットCM料金を元に算出すること）

(2) 見積書（PDFデータ送付）

取材費（航空代金、宿泊費、北海道内交通費、体験取材費等）、取材人数を明記すること
編集費（タレント、モデル等の出演費は含まない）

1.1 提出期限

令和7年7月29日（火）12：00迄

1.2 提出先

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西7丁目1緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光機構 事業企画本部 プロモーション部

担当：林・石橋 TEL 011-231-0941

林：m_hayashi@visithkd.or.jp

石橋：ishibashi@visithkd.or.jp

1.3 採択後の手続き

- (1) 請書の提出をもって契約成立とする。採択通知後、当機構が定める様式に従って請書を作成し、代表印を捺印して見積書及び本紙を郵送すること。

ただし、助成金額が2,000千円以上の場合は、契約書を作成する必要があることから、必要な対応を行うこと。

- (2) 成果物には上記7(7)のロゴ素材の掲載を原則とする。ただし、媒体特性等を勘案し、協議の上認めた場合はこの限りではない。

- (3) クレジット表記や事実確認のため、出版・掲載前に校正を提出すること。

1 4 事業完了後の手続き

事業完了後、写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物1部及びデータを提出すること。また事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

報告書の内容及び事業完了後の手続きについては、下記(1)～(6)のとおり。

- (1) タイアップ完了後、当機構が定める様式による完了報告書【様式2】および実績報告書(鑑文、要代表印)、パワーポイント等による本事業における各種広告媒体を活用したタイアップの詳細およびその効果(広告換算価値、メディア露出、WebサイトPV数等)を記載した全体報告書(印刷物3部及びデータ)と報告書から個人情報を除いた公開用報告書(印刷物1部及びデータ)の2種類を作成し提出すること。
- (2) 成果品(掲載媒体)を最低3部提出すること。
- (3) ウェブサイトの成果品は、画像ファイルやPDFなどハードコピーとして残すことが可能なものを提出すること。
- (4) テレビ・ラジオの成果品は、OA同録をDVDの提出またはUSBによる提出とする。
- (5) 完了報告書・成果品の提出後、北海道観光機構の検査を受け、検査完了後に請求書(経費明細書含む)を発行すること。
- (6) 振込先は会社名義の口座とし、個人口座の振込みは不可とする。

1 5 その他

- (1) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2) 企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。
- (3) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を必要とする再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことができない。
 - ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
 - ③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。
- (1) この募集要項に定めるもののほか、必要な事項は当機構が別に定めるものとする。

別紙

コンソーシアム協定書

（目 的）

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和7年度誘客促進強化事業 メディアタイアップ情報発信事業【後期】」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名 称）

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和7年度誘客促進強化事業 メディアタイアップ情報発信事業【後期】」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（1）

（2）

（3）

（幹事企業及び代表者）

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

（代表者の権限）

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の連帯責任）

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（分担受託額）

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第１１条　本コンソーシアムの取引金融機関は、
とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 17 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、が保存するもの
とする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和____年____月____日

代表者	(所在地)	
	(名 称)	
	(代表者)	⑩

構成員	(所在地)	
	(名 称)	
	(代表者)	⑩

構成員	(所在地)	
	(名 称)	
	(代表者)	⑩

委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構
代表理事 中村 智 様

〔申請者〕
住所

氏名

印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の实地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)
3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額
_____円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）
有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。